

春名・田中法律事務所

Haruna Tanaka Law Office

〒664-0858 伊丹市西台1-2-11 C-3ビル5階
 TEL 072-781-7327 FAX 072-781-7329
 URL: http://www.harunatanakalawyers-office.jp/

阪神地区を中心とした地域密着型の事務所、地元中小企業の顧問が多い。不動産関連業務にも力を入れており、関係団体の研修講師や講演も多数行っている。

11 (+1)
〒4 区 7 画 0
男 8 区 3
外 資 0 内 資 0
他 土 0 事務 7

		民家
D	中小	土地

■理念・特色

当事務所では、迅速かつ丁寧な対応に加え、依頼者に寄り添い問題解決に向けた最善の方策を一緒に考えていく姿勢を大切にしながら、依頼者にご満足いただけるよう日々の業務に取り組んでおります。

また、当事務所は兵庫県伊丹市にあるため、阪神地区（伊丹市・尼崎市・川西市・宝塚市・猪名川町・西宮市・芦屋市）の中小企業・事業者・個人の依頼者が多いという特色があり、地域密着型の法律事務所をめざしております。

不動産関連 当事務所は、不動産関連事業者やマンション管理組合等からの各種相談業務に力を入れております。また、個人のお客様からも、不動産の売買・賃貸・仲介、建築工事請負、境界紛争、瑕疵欠陥トラブル、借地借家、賃料増減額請求および境界問題等の案件を多数ご依頼いただいております。

事業者からのご相談 法務部や法務担当者がいない中小企業こそ、契約業務や従業員の労務管理等日々の業務を気軽に相談できる弁護士が必要とされており、弁護士への潜在的な需要が多いと感じております。

そのため、当事務所では、中小企業にとって

のホームドクターのような法律事務所になれるよう、事業者の皆様が気軽に相談に来ていただけるような事務所をめざし、相談業務に力を入れております。また、日々の業務の相談だけでなく、中長期的な視点で事業承継等の相談にも対応しております。

一般民事・家事等 交通事故等の一般民事、離婚・遺産分割・成年後見等の家事、その他破産・個人再生等の個人生活に起因する諸問題の解決に向けた相談・訴訟・調停・ADRなど各種手続についても幅広く対応しております。

各種講演 当事務所は、商工会議所での中小企業向けのセミナーの講師、宅建協会での協会会員への研修講師、社会福祉協議会等での高齢者をとりまく諸問題に関する研修講師等毎年多数の講演を行っております。

■設立・沿革

- 1986年 春名一典弁護士が「春名一典法律事務所」を開設
- 2004年 田中賢一弁護士がパートナーに就任し、名称を現在の「春名・田中法律事務所」に変更
- 2007年 坂井希千与弁護士がパートナーに就任
- 2013年 細川敦史弁護士がパートナーに就任

代表者 春名一典（兵庫県弁護士会）

取扱言語 中国語

主な顧問先 上場・非上場を含め、損害保険会社、不動産仲介・賃貸・売買、商社、製造業、小売業、運送業、ホテル、建築工事、広告、医

療法人、宗教法人、マンション管理組合など多岐にわたる。

報酬体系 事務所報酬規程（日弁連旧報酬規程に当事務所の変更を加えたもの。詳細は当事務所HP参照）による。

取扱業務 会社法務 各種契約書作成・チェック、コンプライアンス、株主総会のサポート、事業承継／不動産関係 不動産事業者やマンション管理組合からの各種相談、借地借家、賃料増減額請求、境界問題／交通事故 損害賠償請求、過失割合、後遺症問題、モラル事案等／債権回収 売掛金・工事請負代金等債権回収／労働関係 就業規則の作成、派遣、労災、人事労務に関する各種相談、労働審判、時間外手当の請求／知的財産法務 特許・商標・著作権、不正競争防止法関連／倒産・事業再生 更生・再生・破産・清算／金融に関する相談 金利スワップ・為替デリバティブ等／離婚 財産分与・養育費・慰謝料・面会交流／相続 遺言書作成、遺言執行、遺産分割、遺留分減殺請求、放棄等／成年後見 任意後見契約、後見・保佐・補助の申立て／個人の債務整理 自己破産・個人再生・任意整理／行政事件 不服申立て、行政訴訟、国家賠償請求／その他 一般民事・家事・商事・刑事・少年各種事件、消費者被害等

◎春名一典 1977早大政経、34期、日弁連事務総長、元日弁連副会長、元兵庫県弁護士会会長、神戸家庭裁判所家事調停委員、神戸地方裁判所民事調停委員、神大LS教授（2011～13）、兵庫県労働委員会公益委員（2000～07）、経営革新等認定支援機関／田中賢一 1992東大法、52期、神戸地方裁判所調停委員、伊丹市人権擁護委員、宝塚市要保護児童対策地域協議会委員、伊丹市社会福祉協議会理事、伊丹市障害者虐待防止連絡会代表者会議委員、宝塚市いじめ・体罰専門相談窓口人権擁護委員、経営革新等認定支援機関、兵庫県弁護士会子どもの権利委員会委員長（2007～10）／坂井希千与 1997中大院法、51期、神戸簡易裁判所民事調停官（2009～13）、神戸学院大LS教授（2013～15）、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会委員、神戸家庭裁判所調停委員、兵庫労働局紛争調整委員、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査委員、神戸地方裁判所司法委員／細川敦史 1998中大法、54期、伊丹市交通・災害等共済審議会委員、三田市情報公開・個人情報保護審査委員会委員、経営革新等認定支援機関、ペット法学会会員、NPO法人ANICE大規模災害時の被災動物救援に関する指針の検討委員会委員／細川敏子 1998同大法、54期、関学大LS准教授（2012～15）、2級FP技能士（個人資産相談業務）／三木麻鈴 2002神大発達科学、60期、2011神大LSリーガルフェロー／岡英男 1995関学大法、2006京大LS、60期、JICAから派遣されモンゴル最高裁判所赴任（2010年5月～）／馬渡英樹 2005関学大、2008神戸学院大LS、63期／金井周一郎 2007東北大法、2009阪大法、64期／平田啓基 2009大阪市大法、2012関学大LS、66期／伊藤達泰 2011東大、2013中大LS、67期（法テラス養成弁護士）以上すべて兵庫県弁護士会。

◎春名一典・三木麻鈴「地震・津波等による損害と保険金・共済金請求」NBL950号／細川敏子「関学ロースクールの目指す教育プロジェクト—専門職教育とシミュレーション」『変わる専門職教育—シミュレーション教育の有効性』（共著、関西学院大学出版会）／同「模擬依頼者（SC）養成の試み」『よき法曹を育てる—法科大学院の理念とシミュレーション教育』（共著、関西学院大学出版会）／三木麻鈴（執筆）『Q&A旅行トラブル110番』（共著、民事法研究会）

◎事件 遺産分割事件において、死亡保険金請求権に民法第903条1項を類推適用し特別受益に準じて持ち戻しの対象とすべきかが争われた事案で、持ち戻しの対象とすべきではないとの当方の主張が認められた事案（最判平成16.10.29民集58.7.1979）／化粧品製造販売会社が他社の商品形態模倣した化粧品を販売したとして不正競争防止法（商品形態模倣）に基づく差止・廃棄とともに損害賠償請求がなされたが、商品の実質的同一性を否定し請求を退けた事案（大阪地判平成21.6.9判タ1315.171）／不正競争防止法に基づいて類似する動物愛護団体の表示及びドメイン名の使用差止、表示を付した商品等の廃棄及びウェブサイトの表示の抹消並びに損害賠償が認められた事案（大阪地判平成21.4.23.判タ64.9.49-56）／商標権侵害に基づく標章及びドメイン名の使用差止請求及び損害賠償請求がなされた事案について、当該標章の商標の使用は認められず、標章もドメイン名も類似性が認められないから商標権侵害にあたらないとして、いずれの請求も退けた事案（大阪地判平成26.6.26裁判所Web）